平成２２年（フ）第１３４号
茨城県下妻市本宗道1083―３　ハイムアリーナＡ棟101号室、住民票上の住所茨城県下妻市本宗道987番地６
債務者　菊田　　豊
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１３６号
茨城県古河市大山302番地２
債務者　中川　和博
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１４３号
茨城県古河市宮前町16番20号　宮前町ＡＢコーポＢ－５号、前住所茨城県古河市中央町１丁目10番27号
債務者　生沼　伸一
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１４７号
茨城県下妻市下木戸90番地３　レインボーハイツＢ201号、前住所茨城県下妻市黒駒39番地２
債務者　戸代谷康子（旧姓石川）
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１８８号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目25番２―605号
債務者　篠原　健一
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２７５号
神奈川県小田原市久野3656番地の44
債務者　佐藤　定男
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３４２号
神奈川県小田原市久野311番地の９　野頼ハイツＡ―103
債務者　松浦智映子
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３４３号
神奈川県秦野市下大槻410番地１―16―506
債務者　中山　睦子
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３４５号
神奈川県小田原市南鴨宮３丁目38番10号コンフォート南鴨宮105
債務者　長坂多美代
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３６６号
神奈川県平塚市天沼４番22―504号　サンプラージュ湘南平塚
債務者　藤本正子こと　金　　正順
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３７０号
神奈川県平塚市夕陽ケ丘43番12号　双葉荘３号
債務者　渡邉勢津子
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３７４号
神奈川県愛甲郡愛川町田代1626番地　リバーサイドハイツ102
債務者　高岡　武樹
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３８０号
神奈川県小田原市東町１丁目23番17号
債務者　宮田　美子
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３８８号
神奈川県平塚市東八幡４丁目９番８―202号　サントルベガ
債務者　志磨泰香こと　金　　徳恵
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３９４号
神奈川県小田原市早川３丁目14番地の１
債務者　柳川　浩一
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４０３号
神奈川県厚木市飯山3058番地１　エクレール108
債務者　鍋倉　宏弥
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４０６号
神奈川県小田原市鴨宮658番地
債務者　酒匂　陽子
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部